

紀 要

第 6 号

目 次

粟津湖底遺跡出土の木質遺物……………	(伊 東 隆 夫)
弥生時代の木偶と祭祀 —中主町湯ノ部遺跡出土木偶から—……………	(濱 修)
県内における磨製石斧の消滅年代について……………	(井 上 洋 介)
土師器甕の変遷とその背景 —近江型土師器成立への諸段階—……………	(大 崎 哲 人)
草津市笠山古窯出土遺物の紹介 —笠山古窯の位置づけをめぐって・瀬田丘陵生産遺跡群の検討— ……………	(畑 中 英 二)
倭京の実像 —飛鳥地域における京の成立過程—……………	(相 原 嘉 之)
近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の銅印をめぐって……………	(田 路 正 幸)
将棋史研究ノート(3) —王将と玉将—……………	(三 宅 弘)
近江国坂田荘の開発(中) —長浜市大東遺跡を中心として—……………	(北 村 圭 弘)
滋賀県八日市・永源寺地域における蔵王産花崗岩製中世石造美術の分布 —八日市市・永源寺町石造美術石材分布調査概要—……………	(兼 康 保 明)
滋賀県出土の埴輪資料集(その3)……………	(稲 垣 正 宏)

1993. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の 銅印をめぐって

田路正幸

1. はじめに

各種の遺跡から出土するいわゆる文字資料については、古くより「金石文」の範疇で捉えられてきたもの以外にも近年の発掘調査件数に比例して増加の一途にあるものとして墨書土器・篋書（刻書）土器・文字瓦・木簡・漆紙文書などが挙げられる⁽¹⁾。もとより滋賀県下においても例外ではなく、近年の出土例に限ってみても野洲郡野洲町桜生7号墳⁽²⁾の篋書土器（須恵器短頸壺）・同郡中主町湯ノ部遺跡⁽³⁾の「丙子年」の紀年を持つ文書木簡などをただちに想起することができる。これら考古遺物としての文字資料は、その性格上多くは断片的なものとならざるを得ないが、出土の意義がもたらす歴史的重要性には測り知れないものがあり、出土遺跡の性格や周辺の地域史の解明のみならず時には日本史の一断面の転換を迫ることさえ珍しくない。

ここで触れようとする銅印についても、近年発掘調査による出土例がとみに増加してきた文字資料のひとつである。わが国における印章の歴史は、隋唐の制度を規範とする古代律令制下においてはじめて本格的な展開を見せるものとされている⁽⁴⁾。すなわち『令義解』の「公式令」による「内印・外印・諸司印・諸国印」の「官印」に関する規定がそれであり、さらには国倉印・郡印・郷印・軍団印などの「公印」やのちには家印・個人印などの「私印」もさかんに铸造されるにいたっている。これらはいずれも銹銅によるものであり、従来「大和（日本）古印」あるいは単に「古（銅）印」と称されて来たものである。古（銅）印については古く江戸時代より識者の関心の対象となり、藤貞幹らによって各種の印譜集成が著されている。その後現在にいたるまで古（銅）印にかかわる集成や研究は少なくないが、いずれも美術工芸史あるいは古文書学的見地からのものであり、ともすればその対象が寺社における伝世品や公私の收藏品にあったことは、はからずも史料としての銅印が有する特殊性と限界性を露呈するものと言えよう。近年発掘調査による出土例が増加するに伴い、漸く銅印の考古遺物としての位置付けや出土の背景を探る試みが展開されつつあるところである⁽⁵⁾。

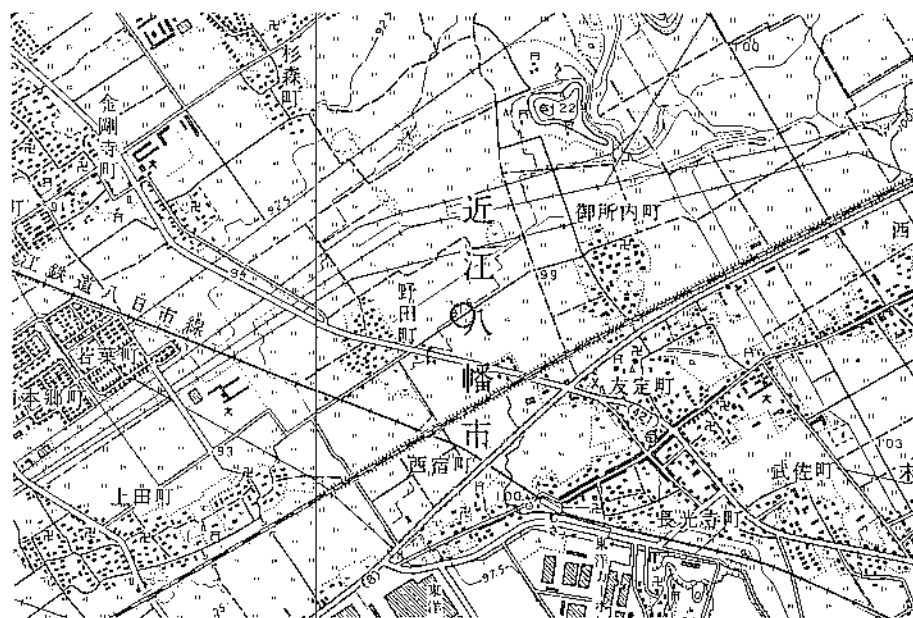
本稿では、近江八幡市大手前・御所内遺跡から出土した銅印を中心に滋賀県下における既知の資料について紹介するとともに県外の出土例をも参照しつつ、とりわけ私印の有する諸側面について素描を試みることにしたい。

2. 大手前・御所内遺跡の銅印

(1) 遺跡の位置

大手前遺跡は、近江八幡市野田町を中心に東西約380m・南北約850mにわたって広がり、古墳時代から室町時代にかけての集落跡として、また御所内遺跡は同市御所内町を中心とする中世の館跡として周知されている。両遺跡は近江八幡市の東南部の一画を占め、北東方の観音寺山（織

山) から南西に派生する竜石山および常楽寺山のさらに先端に位置する出雲山と南方に聳える瓶割山とに挟まれた旧蛇砂川が形成する沖積地に立地する。遺跡周辺の標高は97~100mを測り、畑地として利用される微高地が所々に見られる他はほぼ平坦な水田地帯が広がっている。野田町の南方には、古代東山道およびのちの中山道とそれを踏襲する国道8号線や東海道新幹線が並走する。さらには、武佐町で交差して近江八幡市の中心部と八日市市を経て伊勢方面を結ぶ主要地方道近江八幡員弁線(通称八風街道)が通じるなど、古代から今日にいたるまで近畿圏と東海・北陸地方を結ぶ陸上交通の要衝であることは、当該遺跡の性格を推し量るうえで看過できない重要な要素であると言える。



第1図 大手前・御所内遺跡銅印出土地点(○印)

(2) 発掘調査の概要

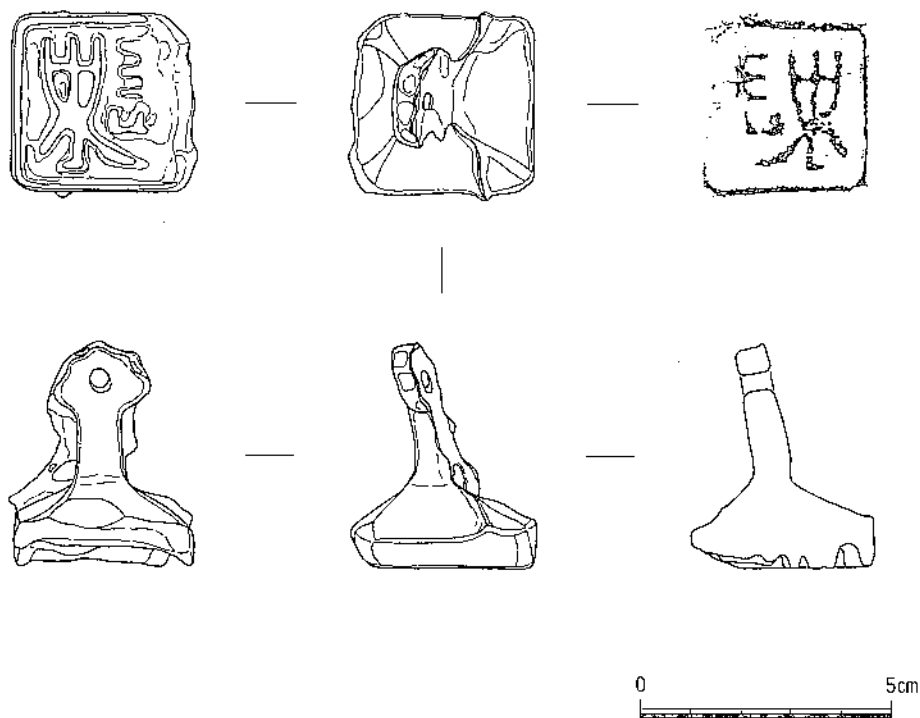
大手前・御所内遺跡の所在する近江八幡市の東南部にあっては、各時代の遺跡の密集度がきわめて高く、近年県営ほ場整備事業やかんがい排水事業あるいは河川改修事業などによる発掘が激増している地域である。当該遺跡においては、平成2年度に県営かんがい排水事業(安土地区)および同ほ場整備事業(近江八幡武佐地区)に伴う2件の発掘調査が並行して実施されている¹⁰⁾。その結果、主として御所内町の現集落の北西約100~200mの地点を中心に奈良時代から平安時代前期にかけての竪穴住居・掘立柱建物群・井戸・溝・土坑などが検出されたほか、周辺一帯で中近世に属する遺構・遺物が確認されるにいった。

銅印は、かんがい排水事業に伴う調査区で検出した溝状遺構の埋土から出土している。本調査区は野田町と御所内町のほぼ中間に位置し、大手前遺跡と御所内遺跡が接する地点にあたる。溝状遺構は、同一方位を有する幅25~60cmのものが20条前後並行して検出されている。調査区が狭

小なため詳細については不明な部分が少なくないが、その性格としては耕作に伴う畝溝に類するものと考えられる。銅印の所属時期を窺う直接の共伴遺物に乏しいが、溝群からは少量ながら8世紀末から9世紀前半代に属すると見られる須恵器の杯・壺・甕の小片などが出土している。なお、上述した奈良時代から平安時代前期にかけての遺構が集中して認められた調査区からは浅い谷状地形を挟んで西方約200~400mを隔てた地点にあたる。また、平成元年度の金剛寺遺跡の県営ほ場整備・同かんがい排水事業に伴う発掘調査においては、本地点の北西約300mの調査区でやはり奈良時代から平安時代に属すると見られる3棟の掘立柱建物などが検出されている¹⁷⁾。

(3) 銅印の特徴

大手前・御所内遺跡で出土した銅印について、既報告¹⁸⁾と重複する部分が多くやや煩雑ではあるが、あらためてその特徴について観察しておくことにしたい。



第2図 大手前・御所内遺跡出土銅印実測図

① 形態と法量

銅印は、通常鈕の形態によっておおむね二種類に大別することができる。すなわち、上端部が円弧状を成すもの、および頭部全体が花卉状を呈するものである。一般に前者は「圭鈕」、後者は「鶏頭鈕」とも呼ばれるが、ここではそれぞれ「弧鈕」・「荅鈕」という呼称に従うこととする¹⁹⁾。また、鈕頭部の中央に円孔を穿つものがあり、さらに荅鈕を持つものの中には鈕の基部に教条の突線や凹線を刻んだり段を有するものが認められている。

大手前・御所内遺跡例の形態について見れば、鈕頭部の両短側面および頭部の3個所に低い突起を有し中央には円孔を穿つことから「有孔蒼鈕」形式に属するものと言える。しかしながら両側の突起の開きはごく少ないものとなっている。鈕の軸部についても上下があまり開かず立ち上がっており、全体として丈高な印象を受ける。鈕の側面観はほぼ左右均整を保っているが、正面上方から見ると大きく右側に傾いている。印台部は全体に厚く、背面の対角線上には稜線が表現される。印面は、印文の右側およそ5分の1と外郭の右辺の大部分が損壊を受けている。また、その背面には、幅約6mm・長さ約1.5cmにわたって凹みが認められる。印面は縦3.3cm・横3.4cm、印字および外郭の幅2mm前後、刻字の深さは2mm前後である。全高4.5cm、うち鈕部の高さは2.8cm、鈕軸部の幅9mm、頭部の最大幅1.9cm、円孔の径3mm、厚さ5mm前後を測る。重量は、113.2gであり後述する諸例に比べてかなり重い。

② 鑄造技法

本銅印が有する最大の特徴は、鑄造直後の状態をそのまま残していることである。すなわち、器面には鑄造の際のいわゆるバリがそのまま残存し、一見して仕上げの工程が放棄されたものであることが窺える。バリの付着は、鈕頭部の上端から両短側面に沿って鱗状に認められ、さらには台状部の背面にまで及んでいる。このことから鑄造にあたっては、印文を刻んだ印面の鑄型の上方に鈕部分の合わせ型を取り付けた状態で鎔銅を流し込んだものと考えられる。また鈕の片面（正面上方から見て右側面）については周縁の角が丸みを有し、より成品に近い成形であるのに対し、もう一方は平坦なままでバリの付着も短軸の中央ではなく右側面に寄っていることから、合わせ型の片方だけに鈕の型抜きを施したものと推察される。鎔銅の注ぎ口（湯口）については通常鑄型の頂部に設けられたものと見られるが、本例についてはその痕跡を詳らかにすることはできない。通例であれば、鑄造後は鑿・鑿などの工具によってバリの除去や器面の調整・研磨が丁寧に施される場所であるが、本例ではその痕跡は認められず器面には細かい凹凸が残り全体に茶褐色を呈している。

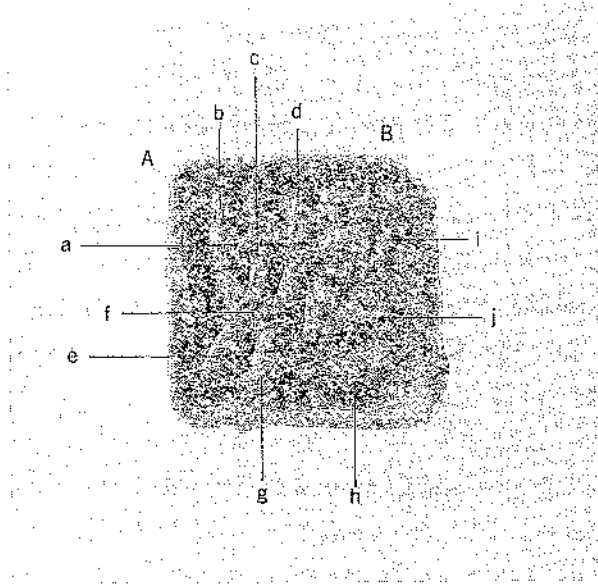
なお、鑄型の接合もしくは鎔銅が流し込まれて固化するまでのいずれかの過程で鈕部分に左側面から何らかの圧力が加わったものと思われ、鈕の傾きおよび印文・外郭の一部損壊はこれに起因するものと見られる。

③ 印文

銅印に限らず、印章研究における最も重要な命題は言うまでもなく、印文の判読にあると思われる。この点、大手前・御所内遺跡出土例については、印面の一部が損壊を受けていることもあって、現状ではいかなる文字が刻まれたものか判然としていない。ここでは本銅印の印文に見られるいくつかの特徴について観察を加え、判読への足掛かりに供したい。

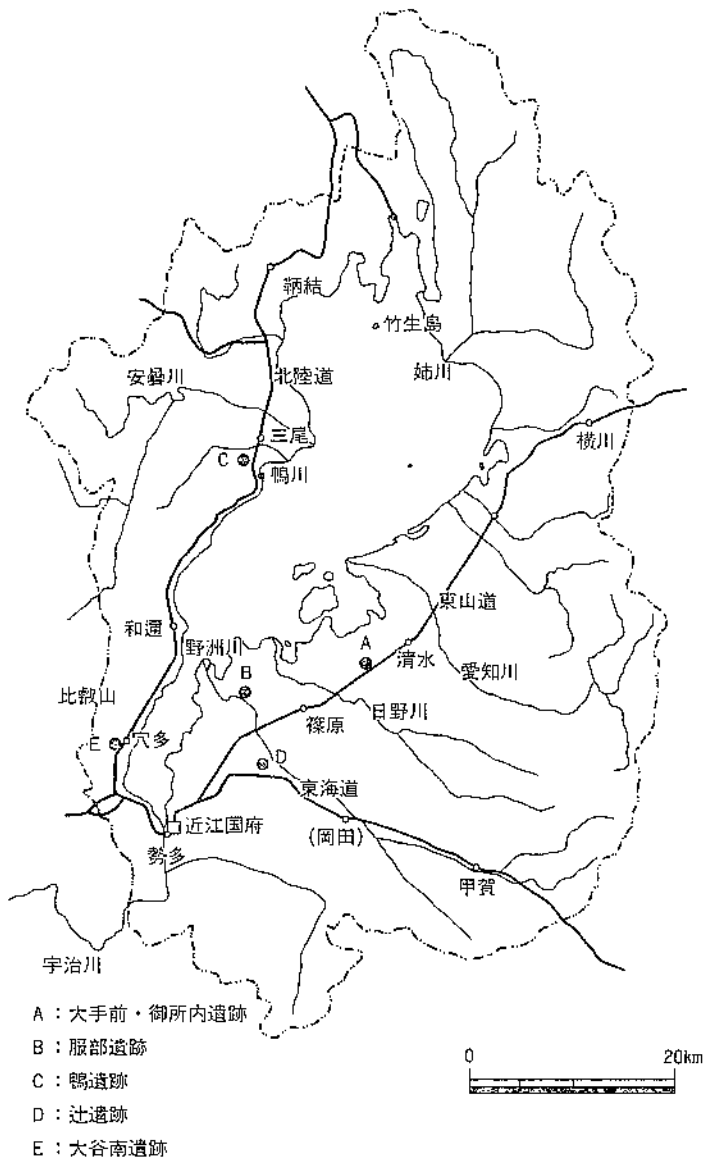
まず印面の正面方向であるが、鈕の基部には印の上方を指示する「上」・「上」などの標識は認められない。しかしながら、鈕の長軸方向に直交して印文が刻まれた例は認められないことから左右方向については問題ないであろう。さらに天地方向であるが、印文全体の均衡やそれぞれの字画の在り方から、図示した方向を企図して鑄造されたとするのが最も妥当であると思われる。

次に印面に鑄出された字画について見ておきたい。ここでは、記述の便宜上印面の左側をA字、



第3図 大手前・御所内遺跡出土銅印印面

右側をB字と仮称し、さらに各部をa～hに分けて検討することとする。まずA字についてであるが、aの横一画については問題ないであろう。b画は左上からやや内側に彎曲して斜め右下に降ろされるが、一見するとfの交差部を経てh部へと大きく右水平方向へはらわれるようにも見える。c画については上半部が真つすぐ降ろされ左下のe方向へ続くという見方と、そのまま垂下してg部で左にはねるといふたつの見方ができるように思われる。ただし印影の方も合わせ考えると後者の妥当性が高いものと見られる。d画についてはg部に連続する可能性も否定しきれないが、f部で完結すると見るほうが自然であろうか。h画はf部から右横方向へ大きくはらわれているが、先に見たようにb画から連続すると見るよりは独立した画である可能性が強いように思われる。B字に関しては、右半の一部が損なわれているためにさらに観察を困難なものとしている。i部には横方向に三本の画が明らかに認められ、それを繋ぐ縦方向の画が入る可能性がある。j部は左半部が「凹」形を呈するが、外郭との間にも字画が存在した痕跡が認められる。i部とj部が連結するか否かも現状では明確にしがたい。ところでここで問題となるのは、印字の正逆と字数である。A字に見られるg部のはねとh部のはらいは印影においては、それぞれ通常の書法から見れば反対となる。このことから印面の鑄型の製作の際には、少なくともA字に関しては直接型に逆字を彫り込んだ可能性がある。字数については、一字印・二字印のふたつの可能性が考えられる。一字とした場合、A字が偏、B字が旁を構成するものと見られ、二字の場合には右横読みとなるが、この際にも印面・印影のどちらの方向を正文とするかが問題となる。印字そのものは画数も少なく比較的単純な構成を示すものであり、字体については漢字の異体である可能性が高いものと考えられるが、その判読については他の側面からの検討も含めて今後の課

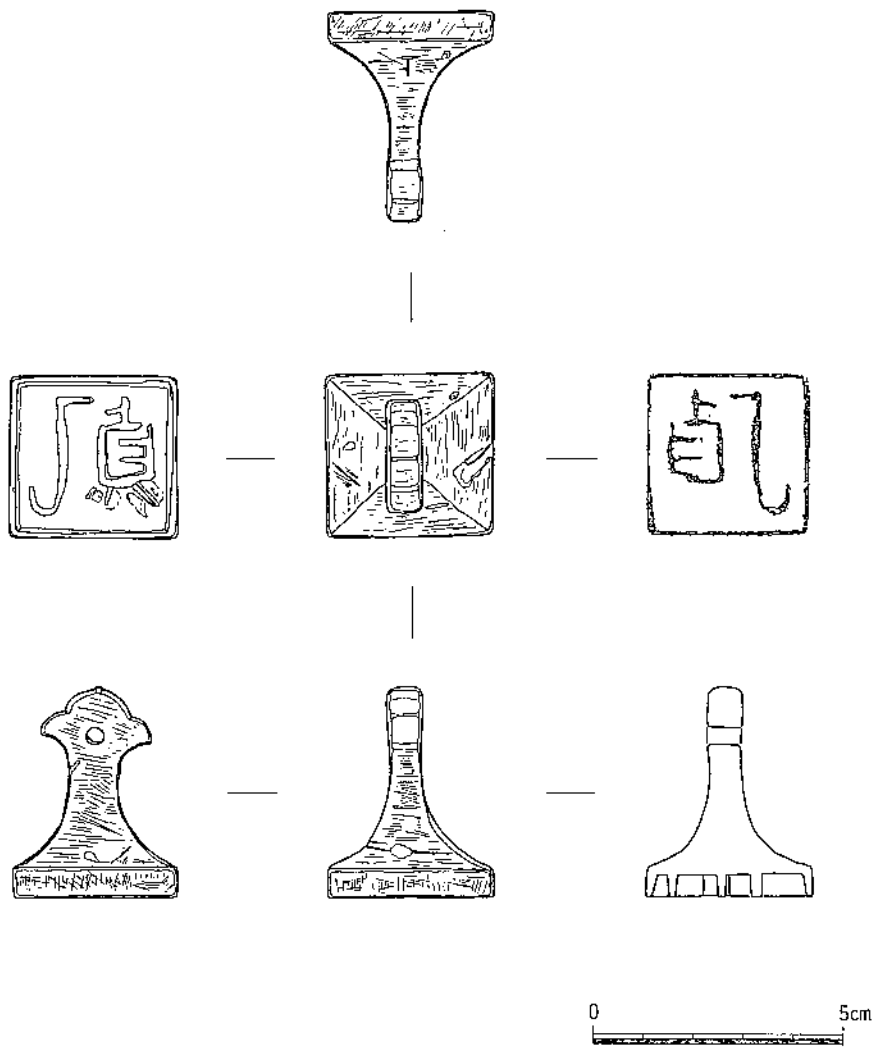


第4図 滋賀県内銅印出土遺跡位置図

題とするほかはない⁽¹⁰⁾。

3. 滋賀県下の銅印

滋賀県下においては、大手前・御所内遺跡のほかにこれまで4点の発掘調査による銅印の出土



第5図 服部遺跡出土銅印実測図

例がある。またそれ以外にも社寺における伝世品が知られている。以下にそれらについて紹介し、参考に供することとしたい。

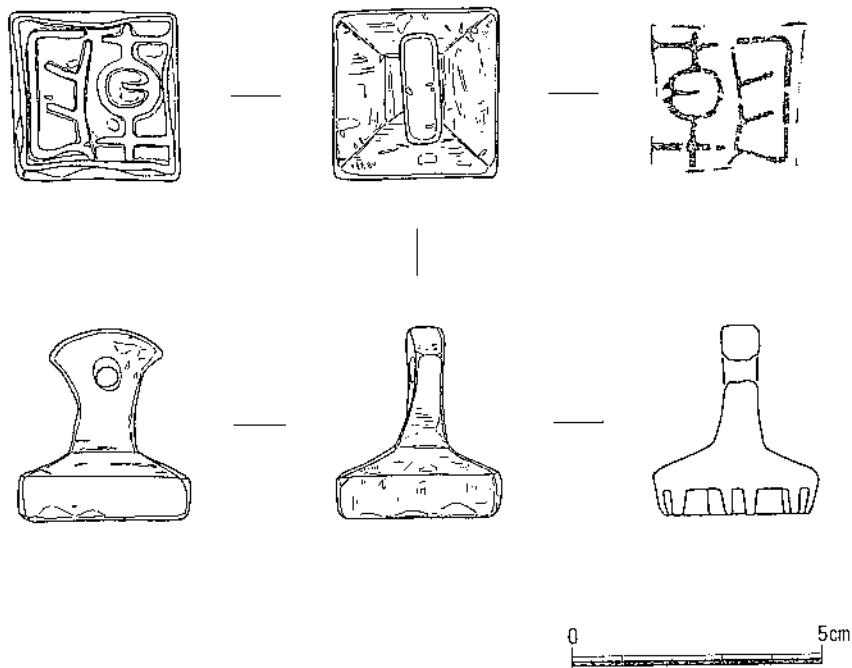
(1) 服部遺跡⁽¹⁾ (守山市服部町)

服部遺跡は、野洲川によって形成された沖積地に立地する縄文時代から鎌倉時代にかけての県下最大規模の複合遺跡である。野洲川の改修工事に伴って昭和49年から54年まで発掘調査が行なわれ、その結果弥生時代前期の水田跡や弥生時代中期の方形周溝墓群、同中期から古墳時代前期にかけての竪穴住居群など各時期の多くの遺構が検出されている。一方、奈良・平安時代に属する遺構・遺物にも注目すべきものが多く認められる。とくに総数60棟にもものぼる掘立柱建物群や

溝類は、おおむね二期に大別され奈良時代中期段階にあつては南北方位を有して規格的に配されるが、奈良時代後期から平安時代においては旧野洲郡の条里方位に沿って営まれていると言う。

銅印は後者の時期に位置付けられる条里方位を有する溝内から出土し、奈良時代末期の所産であると考えられている。鈕の頭部の形態は整った花卉状を呈し、中央に円孔を有する有孔苔鈕形式に属する。印台部は薄く、背面の対角線上に明瞭な稜線を表す。鈕の立ち上がりは高く、やや左側に寄るものの全体に均整のとれた優品と言える。鈕の短軸側の基部には印面の上方を指示する「上」字が付されているが、これは鑄造後に鋭利な先端部を有する工具によって刻まれたものと思われる。鑄上がりはきわめて良好で、印台部および鈕の全面にわたって鏡による丁寧な研磨痕が認められる。印文は二字を横に配し、「乙貞」と判読されている。「貞」の最終二面の上面が欠損する。印面の凹部は平滑で貞字の下端付近にわずかに鑿状工具の痕跡を残すに過ぎない。印面は方3.3cm、全高4.2cm、鈕頭部の最大幅2.2cm、同幅7mm、鈕孔の径3mm、印台部の厚さ7mmを測り、重量は75gである。外郭および印字の幅は、1～1.7mm、刻みの深さは4mmを測っている。

条里溝からの伴出遺物および関連資料には、帯金具(丸柄)・刀子などの金属製品や銅銭、木簡・横櫛などの木製品、100点を越える墨書土器をはじめとした多量の土器類などがある。多数の掘立柱建物群や質量ともに他を凌駕する出土遺物から、遺跡の性格として「大安寺伽藍縁起并流記資



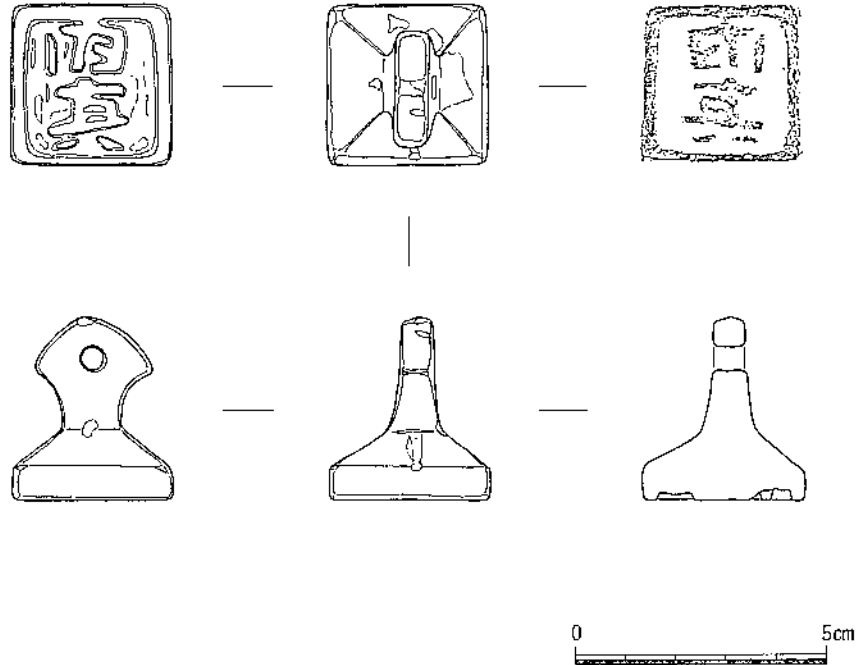
第6図 鴨遺跡出土銅印実測図

財帳」に見える「大安寺墾田」関連の集落あるいは旧野洲郡服部郷の官衙などに比定されている。

(2) 鴨遺跡⁽¹²⁾ (高島郡高島町鴨)

鴨遺跡は高島町のほぼ中央部鴨川右岸の沖積地に立地し、多数の副葬品で知られる鴨稻荷山古墳の南方に位置する縄文時代から近世にかけての複合遺跡である。昭和54年度には場整備事業に伴う発掘調査が行なわれ、その結果平安時代前期に属する3棟の掘立柱建物や溝・井戸・祭祀土坑などが検出されている。掘立柱建物は梁間3間・桁行6間の大規模な東西棟を中心に、梁間2間・桁行3間以上のものが背後に配されていた。さらにこれらの遺構は、150m四方の柵列や溝で区画されたものと考えられている。出土遺物には銅印をはじめ、銅銭、木簡・沓・下駄・櫛・人形・斎串・陽物などの木製品、墨書土器・緑釉陶器を含む多量の土器類などがある。

銅印は、ゆるやかな弧状を呈する鈕頭部を有し中央に円孔を穿つ有孔弧鈕形式のものである。印台部は厚く対角線上に稜線を持ち、鈕は頭部に向けて緩やかに開いている。鈕は必ずしも均整とは言いがたく、とりわけ長軸方向はやや左方に傾いている。鈕孔の周囲とくに両面の上方に摩滅痕が著しい。印面の上方を示す標識は認められない。部分的に若干の鬆が認められるものの鋳上がりは全体に良好で、表面には鍍による研磨痕が明瞭に残される。印面には「朝」の一字が外郭いっぱい大きく鋳出されている。外郭は鋳造後四方から外圧を加えられたものと考えられ、



第7図 辻遺跡出土銅印実測図

四辺ともに内側に凹む箇所が見受けられる。外面の角部に認められる縦方向の亀裂は、これに起因するものと見られる。印面は方3.0cm、全高3.85cm、鈕の高さ2.5cm、頭部の最大幅2.35cm、同厚さ7mm、鈕孔の径4mm、印台部の厚さ8.5mmを測り、重量は86.5gである。外郭および印字の幅は1.5～2mm、刻みの深さは5mmを測っている。

遺跡の性格としては、官衙関連施設に比定する考え、あるいは京都下鴨神社の荘園経営に関連する遺構とする説などが提起されている。

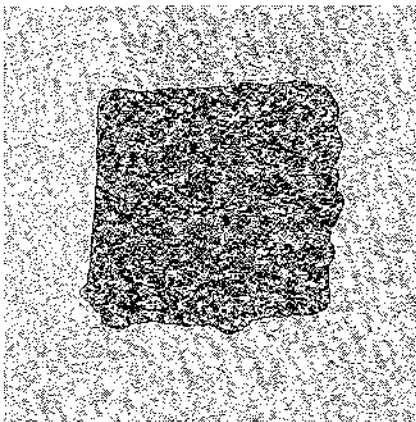
(3) 辻遺跡⁽¹³⁾ (栗太郡栗東町辻)

辻遺跡は、野洲川の左岸平野部に立地する縄文時代から近世にいたる大規模な複合遺跡であり、各年度の数次に及ぶ発掘調査によって各時代の多くの遺構が確認されている。

銅印は、昭和62年度に行なわれた発掘調査によって検出された旧河道肩部の落ち際に位置する小ピット状の落ち込みから出土している。本河道から出土した遺物には、古墳時代から平安時代後期にかけての須恵器・土師器・灰釉陶器・黒色土器などがある。鈕の形態は頂部がやや高い弧状を呈し、中央には鈕孔が穿たれる。印台部の上面对角線上には明瞭な稜線を有する。全体に均整のとれた安定感のある造りである。印文の上方を示す標識は認められない。器面には全体に緑青が浮き、鑄造後の調整・研磨などの詳細は不明である。印字の幅1.5～2.5mm、外郭の幅1.5～3mmと他例に比べてやや広く、彫りの深さは1～1.5mmときわめて浅い。凹部には、部分的に鑿状工具の痕跡が残る。印文は、二字を縦に配したものと見られる。判読については、第二字は「真」としてほぼ確かなものと思われるが、第一字の方は「印」・「内」などの可能性が指摘されている。印面は方3.2cm、全高3.7cm、うち鈕の高さ2.3cm、頭部の最大幅2.35cm、同厚さ7mm、鈕孔の径5mm、印台部の厚さ7mmを測り、重量は73.9gである。

(4) 大谷南遺跡⁽¹⁴⁾ (大津市滋賀里三丁目)

大谷南遺跡は、大津市の北郊比叡山東麓の緩斜面に立地する古墳時代から平安時代にかけての複合遺跡である。周辺は、大通寺古墳群や太鼓塚古墳群などの後期群集墳、切妻大壁造住居・オンドル遺構と目される特殊カマド跡などが検出された穴太遺跡、前後二時期の伽藍遺構を持つ穴太廃寺など各時代の遺跡が密集する地域である。



第8図 大谷南遺跡出土銅印

銅印は、平成2年度に行なわれた国道161号西大津バイパス建設工事に伴う発掘調査によって検出された遺物包含層から出土している。時期は、伴出遺物から10世紀頃のものと考えられる。本例については二次的な火熱を受けたものと思われ、全体に変形が著しく器面の劣化も進んでいる。鈕は、上半部が欠損しているためにその形状については明らかでない。印台部の上面对角線上には稜線が認められる。印面にはやや歪みが見られるが、もと一辺3.0cmの正方形を呈するものであったと思われる。現存高2.5cm、印台部の厚さ約8mmを測る。印文については、一字を刻んだものと推定されるのみで詳細については現状

第1表 滋賀県内出土銅印一覧表

No	遺跡名	所在地	印文	鈕の形状	印面cm	総高cm	重量g	備考
1	服部遺跡	守山市服部町	乙貞	有孔蒼鈕	3.3×3.3	4.2	75.0	条里溝内出土 奈良時代末
2	鴨遺跡	高島郡高島町鴨	朝	有孔弧鈕	3.0×3.0	3.85	86.5	遺構外出土 平安時代
3	辻遺跡	栗太郡栗東町辻	□真	有孔弧鈕	3.2×3.2	3.7	73.9	河道肩部小ピット 出土 平安時代
4	大谷南遺跡	大津市滋賀里三丁目	□	欠損不明	3.0×3.0	2.5~		包含層出土 平安時代
5	大手前・ 御所内遺跡	近江八幡市野田町	?	有孔蒼鈕	3.3×3.4	4.5	113.2	溝出土 平安時代

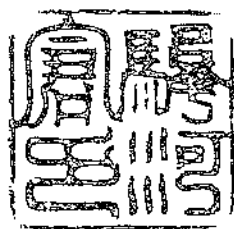
では明らかでない。

(5) 伝世資料⁽¹⁵⁾

① 「駿河倉印」(竹生島宝厳寺蔵)

「隠岐倉印」・「但馬倉印」とともに現存する三体の倉印のうちのひとつである。鈕頭部は緩やかな弧状を呈し、鈕孔を持たない。印台部は薄く、鈕はあまり広がりを見せず立ち上がっている。鈕の周囲に若干の鬆が認められるが、全体的に鑄上がり、保存状態ともに良好である。印面は方

6.0cmを測り、『令集解』
「公式令」に規定する
諸国印の方二寸に法景
を同じくする。全高は、
6.5cmである。印文は
「駿河倉印」を篆体で
鑄出し、四周には幅の
狭い外郭が巡っている。
字体は、『正倉院文書』
中の「駿河国正税帳」
(天平十年二月十八日)
に押捺された「駿
河国印」に共通する。
本印が宝厳寺に伝えら
れるのは、明治初年に
妙覚院の峯覚以師が古
物商から入手したこと
によると言う⁽¹⁶⁾。昭和
29年3月20日に国の重



「駿河倉印」



「比叡社印」



「延暦寺印」



「延暦政所」

第9図 伝世資料印影(約1/2)

要文化財（考古資料）に指定されている。

② 「比叡社印」（日吉大社蔵）

大津市坂本に鎮座する日吉大社の社宝として伝えられる社名印である。鈕の形状は蒼鈕に属し、鈕孔を有している。印面は縦4.3cm、横4.0cmを測り、高さは4.7cmである。「鑄製おおむね良好であるが、印台上面に湯ながれ不良の個所があり、鈕の上方に出土色が認められる⁽¹⁷⁾」という。製作年代については、異説も存するようであるが、木内武男編『日本の古印』の図版解説によれば平安時代に属するものとされる。また、記録類に見られる日吉大社の社名の変遷から「比叡社」の表記が最後に認められるのは『扶桑略記』治暦三年（1067）正月十日の記事であるとし、本印の製作時期を平安時代中期以前に求めようとする説がある⁽¹⁸⁾。

③ 「延暦寺印」（比叡山延暦寺蔵）

印面は方5.4cm、高さ5.2cmを測る。鈕の形態は蒼状を呈するが、鈕孔より上方の半分が欠損している。印台部は薄い造りである。印文は「延暦寺印」の四字が浅く鑄あらかされ、全体に良好な鑄上がりを見せている。本品とは別に同文の銅印一例・木印一例が存するといい、本例については改鑄の可能性が指摘されている。

④ 「延暦政所」印（叡山文庫蔵）

比叡山延暦寺の政所で使用された銅印である。低い鈕部を有し印台部は厚く造られている。鈕の頭部は弧鈕に浅くくり込みを加えたようなやや変則的な蒼状を呈し、円孔を穿つ。器面には調整のための型状工具の痕跡を顕著に残し、概して粗雑な鑄造であるとされる。印面の方5.2cm、印文は「延暦政所」の四字が鑄出されるが、あまり明瞭ではない。高さは、4.8cmを測る。本例については、全体に粗製の感が免れないことからあるいは後の改鑄である可能性が指摘されている。

第2表 滋賀県内伝世銅印一覧表

No	所蔵者	所在地	印文	鈕の形状	印面cm	総高cm	備考
1	宝厳寺	東浅井郡びわ町早崎	駿河倉印	無孔弧鈕	6.0×6.0	6.5	重要文化財考古資料 奈良時代
2	日吉大社	大津市坂本五丁目	比叡社印	有孔蒼鈕	4.3×4.0	4.7	鑄製おおむね良好 平安時代
3	延暦寺	大津市坂本本町	延暦寺印	有孔蒼鈕	5.4×5.4	5.2	鈕の一部欠損 (平安時代)
4	叡山文庫	大津市坂本四丁目	延暦政所	有孔蒼鈕	5.2×5.2	4.8	鑄製粗略(平安時代)

4. 私印について

(1) 律令印章制度下における私印

印章とは、本来自己の表示あるいは権利・義務・所有権などを表し、内容の漏洩防止や主体・権威・職務を確認するためのものとして器物・文書などに押捺されたものであると説かれてい

る⁽¹⁹⁾。

周知のように、わが国における印章制度は中国隋唐における印制の影響下に成立したものであった⁽²⁰⁾。すなわち、『続日本紀』文武天皇紀大宝元年（701）六月八日の条に、使を七道に遣わして「新印様」を頒付したことが見え、大宝令の制定によって印章制度が確立したことが窺える。また『令義解』『公式令』には、「内印・外印・諸司印・諸国印」の官印に関するところの寸法・用法などが規定されている。すなわち内印は印面の方三寸で「天皇御璽」の印文を刻む御印のことであり、外印は印面方二寸半で「太政官印」のことである。また、諸司印は方二寸二分で政府の各省や管下の寮・司などの部局の印を言い、諸国印は方二寸で地方諸国の国名が表された印を指す。これらの官印とは別に、それに準じる性格を持つものとして、国倉印・郡印・郷印・軍団印・僧綱印・国師印・造寺司印・神社印・寺院印などのいわゆる公印が広く用いられたことが知られており、現存するものも少なくない。

一方、権門勢家の家印や有力者の個人印として用いられた私印に関しては、『続日本紀』天平宝字二年（758）八月二十四日の条に、当時紫微内相であった藤原仲麻呂が太保に任じられた際に惠美押勝の名を賜り、ここにはじめて「惠美家印」の使用を許されている。このほかにも正倉院文書中には、「生江息嶋」・「鳥豊名印」・「画師池守」・「丸部足人」などの印影が認められる。以降、奈良時代後半期から平安時代にかけて、階層的には上位階級から下級人士へ、地域的には中央から地方の有力者層へと普く私印が用いられるようになったものである。さらに『類従三代格』貞観十年（868）六月二十八日の太政官符によれば、「応令封家用印事」として家印の使用を奨励するにいたっている。実際、現存する銅印の多くのものや近年の発掘調査による出土例の大半が私印と目されるものであることは、この間の事情を如実に物語るものであると言える。ただし、その印面の方寸は、一寸五分をもってその限りとしなければならなかった。しかしながら現実の私印の製作においては、形状・法量・印文ともにさまざまな類型を生むにいたっている。

翻って、先の滋賀県下における遺跡からの出土例を見れば、これらがいずれも私印の規格に適合していることが容易に理解される。またその年代観については必ずしも共伴遺物に恵まれないうものも存するが、おおむね奈良時代末から平安時代に属するものと見て大過ないものである。以下に、これらの資料を中心として私印の有するいくつかの側面について概観しておくことにしたい。

(2) 形態

銅印は通常印文を刻む印台部と鈕とから成り、基本的な形状に大きな変化は認められない。したがって形態的な分類が可能になるとすれば、鈕の形状の相違においてであり、前述したように弧鈕と蒼鈕の二種に大別されることとなる。印の性格から見れば、国印に準ずるとみられる現存の倉印三顆はいずれも無孔弧鈕に作られるものであり、本来の官印にあってもこの形式が用いられたものと推察される。ところが遺例の多い公印においては、弧鈕・蒼鈕がともに認められている。また鈕孔についても、どちらか一方にその有無が偏るということはないようである。もとより蒼鈕においては、その花卉の刻み方にいくつかの類型が看取され、さらに細分を加えることは可能であろう。

一方、私印について見ればその鈕形態にはやはり弧鈕・蒼鈕のものがともに存在するが、どちらかと言えば蒼鈕を呈するものが増加する傾向が窺える。県内のものでは服部遺跡例、辻遺跡例が弧鈕、鴨遺跡、大手前・御所内遺跡例が蒼鈕を有するものである。先の公印の場合と同様蒼鈕には細部の形状に相違が認められる。例えば服部遺跡例では頭頂部が突起し鋭利な先端を有した左右の弁が大きく開くの比べ、大手前・御所内遺跡例では頭部の開きが少なく頂部に三個の低い突起が連なり全体に丸みを帯びた形となっている。

また、弧鈕・蒼鈕にかかわらず私印においてはそのほとんどに鈕孔が穿たれている。これがいかなる目的で施されたものか現状では不明とせざるを得ないが、鴨遺跡例に見られる鈕孔上部の摩滅痕はその機能の一端を推し量る上で看過することのできない重要な要素であると言える。

ところで、私印の中には鈕の中位や基部に2条から数条の突帯や沈線が巡らされたり、あるいは段を造り出すものがしばしば認められる。これについては「私印としての一種の基準を示す特別な箇所と見るべき⁽²¹⁾」との指摘がなされている。加えて、兵庫県貴志・下所遺跡⁽²²⁾例や同下小名田遺跡⁽²³⁾例などにおいては、鈕部に巡る沈線に交差して縦方向の毛彫り状の刻線が数条観察されている。これは明らかに鑄造後の研磨痕などとは異質のものであり、印章の使用にあたって何らかの目的で施されたものと推察されるがその実態については明らかでない。

なお、先に私印の方寸においては一寸五分以内との規定を見たが、滋賀県内のものにあつては鴨遺跡例・大谷南遺跡例が一辺3.0cmで方一寸、その他のものが一辺3.2~3.3cmで方一寸一分となる。伝世品および遺跡からの出土例ともに一寸五分以内を遵守するものであるが、その寸法にはかなりの幅が認められ、あるいはこれが保有者の性格や階層の差異を反映するものであろうか。

いずれにしても、今後、より詳細な形態的分類と発掘調査例による年代観の確立さらには印文の類型や字体の変遷などを相互に関連付けることができれば、編年的な相対性や地域的な偏差さらには保有者の性格や製作者の系譜に迫る手がかりを得ることが可能になるものと期待される。

(3) 鑄造

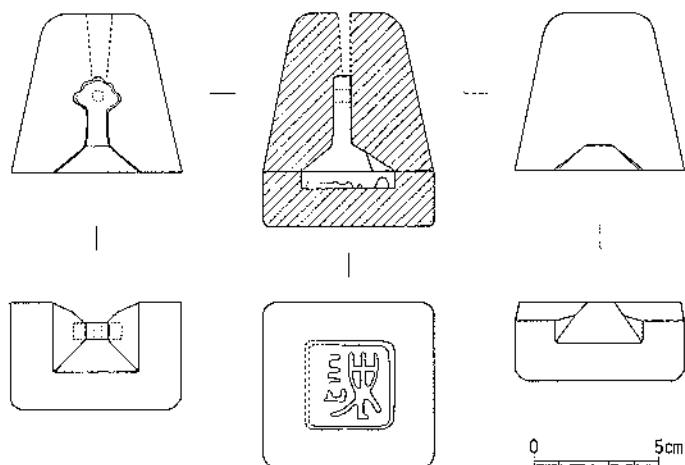
大手前・御所内遺跡出土の銅印においては、仕上げの調整が施されておらず鑄造時の状況をそのまま保つものであり、その鑄造にあつては、印文を刻んだ鑄型に鈕部の合わせ型を被せて鑄込まれたものであることを推し量ることができた。

ところで、現在までに発掘調査による印章鑄型の出土が次の三遺跡で知られている。

千葉県谷津遺跡⁽²⁴⁾では、平安時代に属する三点の鈕部分の土製鑄型の出土が報告されている。形状はいずれも蒼鈕に属するものである。最も遺存状況の良好な「1号古印鑄型」は、印面の一辺4.4cm・高さ5.1cm、残りの2点は印面の一辺3.4cmに復元されている。鑄型にはいずれも印台部の厚みを取り込まれるが、鈕孔は表されていない。1号鑄型にあつては、湯口となるべき鈕先端の孔が小さすぎることで、鈕の弁ののびる方向に直交して型が合わせてあることなどの疑問点の提示がある。

埼玉県台耕地遺跡⁽²⁵⁾では、印面部の鑄型の報告例がある。10世紀前半に位置付けられる住居跡から出土したものは、砂型の「直」もしくは「真」と刻まれたものと考えられている。

福島県番匠地遺跡⁽²⁶⁾においては、「磐口郡口」と刻された一辺4.9cmの郡印および一辺4cmの



第10図 大手前・御所内遺跡出土銅印鑄型復元模式図

「常」の字を刻む印面部の鑄型、および前者に伴う鈕部分の鑄型が報告されている。鈕部の鑄型の一方には湯口と茗状の鈕形が表されるが、もう一方には印台部の半部が認められるに過ぎない。

上記の鑄型出土例のうち、郡印ではあるがとくに番匠地遺跡例を参考として大手前・御所内遺跡例の鑄型の復元を試みた。(第10図)本例の場合、鈕部の型の合わせ目が鈕の側面の片側に寄り印台部背面の稜線を伝って下降するがここで特徴的なのは、稜線の中でさらに斜め下方へ向かうことである。これは鑄型を外しやすくするためには有効な工夫であると思われる。バリは印台部下半には及ばないので、印面部の鑄型は台部の上端で合わされたことが解る。湯口については、器面に痕跡を残さず推定によらざるを得ない。また、上記の鑄型例ではいずれも鈕孔は表されていない。確かに鑄型に円孔を鑄出すための突起を作り出すことは、型の製作あるいは鑄銅の流し込みの上では支障を来すものであり、鑄造後に穿孔する方が合理的であると考えられる。この点、大手前・御所内遺跡例ではバリが付着したままであるにもかかわらず、鈕孔が穿たれており、鑄造後に施されたものとするれば何故鈕孔のみを先行したものか疑問の残るところである。印字については、鑄型に直接彫り込んだものと思われるが、印文の正逆に関しては先に触れたようなお検討を要する。

なお、大手前・御所内遺跡例は完成に至らない半製品とも言うべきものであり、遺構・遺物ともに明らかでない現状にあっては推測の域を出ないが、近接地で鑄造が行なわれた可能性を十分に示唆するものである。

(4) 印文

私印の印文に関しては、通常四字・二字・一字のものが認められる。四字印には「□□私印」と表すものが多数を占める傾向にあるが、「申田宅印」(茨城県鹿島神宮蔵⁽²⁷⁾)・「田村家印」(栃木県日光男体山山頂遺跡⁽²⁸⁾)・「當氏之印」(大阪府法蓮坂遺跡⁽²⁹⁾)などと刻まれた例もある。二字印

には、服部遺跡例に見られる右横読みのもと辻遺跡例のように縦に配するものが認められる。近年の発掘調査による出土例で多く見られるのは、一字印である。高島町鴨遺跡の「朝」をはじめ、県外では同じく「朝」（群馬県藪田遺跡⁽³⁰⁾）・「満」（兵庫県貴志・下所遺跡⁽³¹⁾）・「福」（兵庫県袴座遺跡⁽³²⁾）・「益？」（兵庫県下小名田遺跡⁽³³⁾）・「貞」（香川県中村遺跡⁽³⁴⁾）・「酒」（群馬県山王廃寺跡⁽³⁵⁾）・「識」（群馬県荒子小学校校庭遺跡⁽³⁶⁾）・「松」（静岡県坂尻遺跡⁽³⁷⁾）などが報告されている⁽³⁸⁾。

(5) 出土遺跡と出土状況

発掘調査による私印の出土例は全国的に増加の一途にあるが、現在のところ群馬県・栃木県を中心とする関東地方、長野県・静岡県などの中部地方で多くの報告例があり、分布の中心が東日本に偏する傾向は否めない。全体的に出土数の少ない近畿地方から西日本にあって、5例を数える滋賀県は特異な地域であるといっても過言ではない。

私印が出土する遺跡には、島根県出雲国庁跡⁽³⁹⁾・栃木県下野国府跡⁽⁴⁰⁾などの官衙跡、群馬県山王廃寺⁽⁴¹⁾などの古代寺院、栃木県日光男体山山頂遺跡⁽⁴²⁾などの特殊な性格を有するものもあるが、集落跡と考えられるものも少くない。しかしながら、服部遺跡や鴨遺跡などにより官衙的・公的性格の強い遺跡が含まれることは言うまでもない。さらには集落跡の中には有力者層の本財地や製作遺構が包括される可能性もある。遺跡内での出土状況については、概して詳らかでないものが多いが、長野県三間沢川左岸遺跡⁽⁴³⁾・群馬県荒子小学校校庭遺跡⁽⁴⁴⁾などでは竪穴住居から、群馬県矢中村東遺跡⁽⁴⁵⁾では水溜め状遺構からの出土が報告されている。また服部遺跡、辻遺跡、大手前・御所内遺跡などのように溝や流路跡からの出土例も少なくない。遺構からの伴出遺物や同一遺跡での関連遺物には、墨書土器や木簡・木製品・金属製品・石帯など特殊なものが含まれる場合が多く、今後はそれらを有機的に関連付けたより総括的な出土状況の検討と文献資料も含めた遺跡の位置付けを行なうことにより、逆に私印の性格や出土の背景の実相に迫ることが可能になるものと思われる。

5. まとめにかえて一大手前・御所内遺跡における銅印出土の背景

以上、大手前・御所内遺跡出土の銅印が私印であること、鑄造時の何らかの事由で損壊が生じたこと、このため却って鑄造の詳細を窺い得る希有な例となったことなどの特徴を見てきた。それでは、この銅印の出土にはいかなる背景を想定することができるであろうか。

『和名類聚抄』によれば、古代律令制下において蒲生郡には東生・西生・必佐・篠田・篠筈・大嶋・松木・安吉・桐原の九郷が置かれたことが知られる。今ここで大手前・御所内遺跡が所在する近江八幡市東南部において関連を持つと見られるのは、篠筈郷と篠田郷であるが、両郷の郷域比定については必ずしも定説を見ているわけではない。しかしながら、篠筈郷については現在の安土町常楽寺に式内社沙々貴神社が鎮座し、その東方に聳える観音寺山が古く佐々木山と称されたことなどから現在の安土町域から近江八幡市東部にかけての地に、篠田郷は近江八幡市馬淵町から武佐町にかけての地にあったとするのが大方の考えであると言えよう。このことから大手前・御所内遺跡は、篠筈郷の南端から篠田郷の北東端付近に位置するものと見られる。

ところで、この篠筈郷を中心とする地域を本拠とする古代氏族には佐々貴山君氏があったことが知られている⁽⁴⁶⁾。同氏は言うまでもなく、古墳時代以降名跡を継ぎ奈良時代から平安時代にかけては蒲生・神前両郡の大領を輩出した名族である。すなわち佐々貴山君氏は東山道を扼する交通の要衝でもある観音寺山周辺に盤踞し、蒲生・神前両郡にわたって勢力を伸張したものと思われる。したがって、篠筈・篠田両郷の開発にあたって同氏の強い関与があったことは想像に難くない。

翻って、本地域における近年の発掘調査成果を見れば、金剛寺遺跡・後川遺跡・御所内遺跡・常衛遺跡などで奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物や溝などが検出されるにいたっている⁽⁴⁷⁾。その詳細については各報告に譲るが、これらの遺構群がいずれもおおむね正南北方位を主軸として営まれたことが指摘されており、そこに何らかの規格的な企図が働いたであろうことが予想される。周辺は低平な平野がひろがり、本来必ずしも水利の便が良好でない地域であったものと思われるが、常楽寺山南方の湧水や旧蛇砂川の水の流れの統御によって当地の開発が推進されて行ったものと考えられる。これらの遺構と佐々貴山君氏とを関連付けるにはなお多くの検討を要するが、少なくとも当地の開発が同氏と何らかの紐帯の下にあった集団によって展開されたであろうことは認めて良いものと思われる。銅印に関しても、その印文すら判然としない現状にあって保有者の詮索を行なうことは飛躍に過ぎようが、郡司を世襲するほどの氏族が私印の鑄造と使用に与ったことは充分に予想されるところである。しかしながら本銅印においては鑄造時の不手際によって損壊が生じていること、印字の彫り込みにあたって正逆の混乱があった可能性があることなどから、製作者は必ずしも印章の鑄造のことに習熟していなかったものとも見られ、本来別種の金属製品の鑄造に携わっていた工人がにわかに印章の需要を受けて製作にあたったものとも考えられる。また、本例は未製品とも言えるものであり、実用に供された可能性は低いものと思われるが⁽⁴⁸⁾、銅印そのものが一種の塑性を帯びた存在であったことも予想され、無造作に廃棄されたものとも思われぬ。

現在発掘調査によって認められている考古遺物としての私印は、おおむね10世紀代を境として遺跡からその姿を見せなくなる傾向にある。こうした一在地集落跡における私印出土の在り方に、律令的印章制度の変質の軌跡を垣間見ようとするにはいささか早計に過ぎるであろうか。いずれにしても、本銅印の出土から派生する課題にはきわめて多方面にわたるものがあることを指摘しておかねばならないであろう。

6. おわりに

本稿では大手前・御所内遺跡および滋賀県下から出土した銅印の観察を通じて、私印の有する諸側面や出土の背景を探る試みを行ってきたが、いずれも周知の課題を提示するにとどまった。前述のように考古資料としての銅印の研究は、漸く緒に着いたばかりであると言っても過言ではない。いずれ多方面からの検討と分析が推し進められれば、本稿で犯すことになった多くの過誤が正されることになると思う。今回深めることのできなかった諸問題については、その機を得て再考を期することにした。

拙文を草するにあたって、次の方々に多くのご教示とご厚意を得ることができた。文末ながらとくに記して感謝いたします。

井野誠一・岩崎直也・大橋信弥・柏原正民・兼康保明・唐澤至朗・神澤昌二郎・木内武男・佐竹章吾・篠宮正・白井忠雄・関晴彦・高島信之・高島英之・東野治之・外山政子・中川正人・中東耕志・成瀬正和・林純・林博通・平井寿一・平川南・平野吾郎・藤澤一夫・福田敬・真下高幸・松村浩・水田稔・水野正好・三宅弘・山崎秀二・山下史朗（五十音順、敬称略）

註

- (1) 「特集考古学と出土文字」（『季刊考古学』第18号 雄山閣 1987年）
- (2) 『びわの木川都市対策砂防工事に伴う桜生古墳群発掘調査報告書』（滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1992年）
- (3) 濱修「滋賀県湯ノ部遺跡」（『木簡研究』第14号 木簡学会 1992年）
- (4) 銅印については、主として以下の文献を参照した。
木内武男編『日本の古印』（二玄社 1964年）・木内武男『印章』（柏書房 1983年）・木内武男「印章」（『季刊考古学』第18号 雄山閣 1987年）・會田富康『日本古印新攷（改訂新版）』（中央公論美術出版 1981年）・石井良助『はん』（学生社 1964年）・荻野三七彦『印章』（吉川弘文館 1966年）
- (5) a. 前沢和之「藪田遺跡出土の印章」（『上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告』第4集 一藪田遺跡一（財群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985年）・b. 村尾政人「神戸市下小名田遺跡出土の官衙的遺物」（『のじぎく文化財だより』創刊号（財のじぎく文化財保護研究財団 1992年）など。
- (6) a. 「大手前・御所内遺跡」（『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書』VIII-3 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1992年）・b. 「大手前・御所内遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XIX-7 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1992年）
- (7) a. 『金剛寺遺跡』（『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書』VII-3 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1991年）・b. 『金剛寺遺跡』（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』VIII-6 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1991年）
- (8) 註6 aに同じ。
- (9) 會田富康『日本古印新攷（改訂新版）』（中央公論美術出版 1981年）
- (10) 木内武男氏には「奴」の篆体である可能性をご教示いただいた。また、藤澤一夫氏には「東長」と判読し得る可能性をご指摘いただいた。ともに記して感謝いたします。ここではとりあえず観察結果を掲げるにとどめさらに多くの教示を待つことにしたい。
- (11) 『服部遺跡発掘調査概報』（滋賀県教育委員会・守山市教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1979年）大橋信弥氏・山崎秀二氏には、多くのご教示とご高配をいただいた。
- (12) 『鴨遺跡』（『高島町歴史民俗叢書』第二輯 高島町教育委員会・滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1980年）白井忠雄氏には、多くのご教示とご高配をいただいた。

- (13) 「銅印が出土—栗東町辻遺跡」(『滋賀埋文ニュース』第89号 滋賀県埋蔵文化財センター 1987年) 平井寿一氏には、多くのご教示と実測図の掲載にあたってご高配をいただいた。
- (14) 『埋蔵文化財包蔵地分布調査報告書』Ⅲ (『大津市埋蔵文化財調査報告書』22 大津市教育委員会 1992年) 福田敬氏には、多くのご教示と写真掲載にあたってご高配をいただいた。なお印面の天地方向などに関してはさらに検討を要するとのことであり、詳細については正報告の刊行を待ちたい。
- (15) 以下の記述および印影は、木内武男編『日本の古印』(二玄社 1964年)による。
- (16) 『特別展竹生島宝蔵寺』(市立長浜城歴史博物館 1992年) 列品解説
- (17) 註15に同じ。
- (18) 嵯峨井建「社宝『比叡社印』—社名とその変遷」(『日吉大社と山王権現』人文書院 1992年)
- (19)(20) 註4に同じ。
- (21) 會田富康「古銅印の鑄造技法」(木内武男編『日本の古印』二玄社 1964年)
- (22) 『武庫川下土地改良区圃場整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録81~87』(『兵庫県三田市文化財調査報告』第5冊 三田市教育委員会 1988年)・高島信之「兵庫県三田市下所遺跡出土の印章について」(『古代学研究』110号 古代学研究会 1986年) 高島信之氏のご厚意により実見させていただき、あわせて多くのご教示を得た。
- (23) 註5b・『下小名田遺跡(その2)』(『都市計画道路北神中央線埋蔵文化財調査概要』Ⅱ 淡神文化財協会 1992年)
- (24) 『谷津遺跡本文編』(『千葉市文化財報告書』第10集 千葉市教育委員会 1984年)
- (25) 『台耕地Ⅱ』(『関越自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書』ⅩⅩ 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1984年)
- (26) 樫村友延・吉田生哉「福島県番匠地遺跡」(『日本考古学年報』40 日本考古学協会 1989年)
- (27) 高井悌三郎「銅印」(『茨城県史』原始古代編 茨城県 1985年)
- (28) 『日光男体山山顶遺跡発掘調査報告書』(角川書店 1963年)
- (29) 『法蓮坂遺跡発掘調査概要』(大阪府教育委員会 1988年)・尾上実「銅製印章『當氏之印』」(『泉北考古資料館だより』No.38 大阪府立泉北資料館 1989年)
- (30) 註5aに同じ。(埼群馬埋蔵文化財調査事業団のご厚意により実見させていただき、関晴彦・真下高幸氏にあわせて多くのご教示を得た。
- (31) 註22に同じ。
- (32) 渡辺昇「袴座遺跡の出土遺物」(『兵庫県の歴史』27号 兵庫県史編集室 1991年) 山下史朗・篠宮正・柏原正民氏のご厚意により実見させていただき、あわせて多くのご教示を得た。
- (33) 註23に同じ。
- (34) 真鍋昌宏「中村遺跡」(『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』第一冊 香川県教育委員会・日本道路公団 1987年)
- (35) 『山王廃寺跡第5次発掘調査報告書』(前橋市教育委員会 1979年) 井野誠一氏のご厚意により実見させていただき、あわせて多くのご教示を得た。

- (36) 『荒子小学校校庭Ⅱ・Ⅲ遺跡発掘調査報告書』（山武考古学研究所 1990年）註(35)に同じ。
- (37) 『昭和56年度一般国道1号袋井バイパス（袋井地区）埋蔵文化財発掘調査概報—坂尻遺跡第2次調査—』（建設省中部地方建設局・静岡県教育委員会・袋井市教育委員会 1982年）平野吾郎氏に多くのご教示を得た。
- (38) 一字印にはいわゆる「吉字」を配するものが多く認められる。
- (39) 町田章・近藤正「古代官衙跡」（『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会 1975年）ただし採集品である。
- (40) 大金宣亮ほか「下野国府跡」（『栃木県埋蔵文化財調査報告』第37集 栃木県教育委員会 1981年）
- (41) 註35に同じ。
- (42) 註28に同じ。
- (43) 『三間沢川左岸遺跡（Ⅰ）平安時代集落址の緊急発掘調査概報』（松本市教育委員会 1988年）神澤昌二郎氏に多くのご教示を得た。
- (44) 註36に同じ。
- (45) 白石修「『物部私印』銘銅製古印の出土について」（『高崎市文化財調査報告書』第82集—矢中遺跡群（Ⅹ）矢中村東C遺跡— 高崎市教育委員会 1998年）この中で銅印の出土状況について「人為的・意識的な埋伏」の可能性が示唆されている。また外山政子氏のご厚意により実見させていただき、あわせて多くのご教示を得た。
- (46) 岡田精司「古代豪族佐々貴山君」（『蒲生野』第二号 八日市郷土文化研究会 1969年）
- (47) 註6・7など。
- (48) 印面に朱の付着は認められないとの分析結果を得ている。成瀬正和「付章大手前・御所内遺跡出土銅印の蛍光X線分析」（註6 a 文献）

補註

折しも、国立歴史民俗博物館によって「非文献資料（古印）の基礎的研究」が進められており、大橋信弥氏には銅印の図化方法などについてご教示を得た。

編集後記

今年の『紀要』は例年になく原稿の集まりが早かった。これも偏に各執筆者の日々の精進の賜物か。

今後も、洛陽の梓価を高めるような『紀要』であり続けたい。

編集者

平成5年3月 初版
平成6年3月 2刷

紀 要 第 6 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241